



2018

9月号

No.837

ごごか

五霞町 広報



夏休みの思い出



夏休みこども教室（関連7ページ）

主な内容

- ◇かんたん窓口サービスはじめました.....2
- ◇10月から保健センター内健康支援室が
役場庁舎内に移転します
- ◇行政懇談会を実施します.....3

第74回国民体育大会
五霞町ウォーキング
プレ大会



2018年
9月22日（土）開催！

茨城国体マスコットキャラクター
「いばラッキー」

いきいき茨城ゆめ国体2019

第74回国民体育大会 翔べ 羽ばたけ そして未来へ



役場入ってすぐ！
申請書必要なし！

“かんたん窓口サービスはじめました”

マイナンバーカードがあれば 住民票・印鑑証明 スピーディー発行!!

コンビニ交付

次回からはコンビニ交付をご利用ください。

○取得できる証明書

住民票の写し

○印鑑登録証明書

○交付手数料

1件につき200円

○ご利用可能時間

午前6時30分から

午後11時まで

New!!

かんたん窓口

マイナンバーカードをお持ちであれば、住民票の写しや印鑑登録証明書が申請書を書かずに1件300円で取得できるものです。

「カードは作ったけどコンビニで取得できるか不安」という方は、ぜひ一度ご利用ください。職員が操作方法を説明させていただきます。

カード申請

マイナンバーカード申請のお手伝い行っています。

日時や必要なもの等はお知らせ11ページをご覧ください。



次回は

窓口来庁の場合のイメージ

マイナンバーカード



持っている

持っていない

かんたん窓口
サービス・交付

今まで通り申請
書を書いて交付

コンビニ
交付
サービス

○お問い合わせ 町民税務課 町民 G ☎ (84) 1965 (直通)

10月から保健センター内健康支援室が 役場庁舎内に移転します

保健センター内健康支援室が役場に移転となります。

職員は常駐しませんが、健診や各事業については引き続き、保健センターで行います。

今まで、母子健康手帳交付、乳幼児の健診、がん検診などを担う保健部門と保育や児童手当などを担う福祉部門が離れていました。

移転により保健と福祉の相互連携が円滑となり、妊娠から出産、子育てと幅広い支援を切れ目なく提供していくことができます。

みなさんのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

こんな時

どうすればいいの？

Q 問い合わせをしたいのですが、電話番号は何番ですか？

A (84) 0006 になります。

なお、今までご利用していた(84)1910についても引き続き利用できます。(保健センターから、役場に転送されます。)

Q 母子健康手帳は、どこでもらえますか？

A 役場5番窓口で発行しますので、マイナンバーカード又は通知カードをご持参ください。

Q 子どもの健診(乳幼児健診)は、どこで受けられますか？

A 今までのとおり、保健センターで行います。対象者には、個別でご案内を郵送します。

Q 子どもの成長などについて保健師に相談したいのですが、役場に直接行ってもいいですか？

A 健診や事業などで保健師が不在の日もあります。可能な限り事前に電話でお知らせください。



Q がん検診や乳がん・子宮頸がん検診は、どこで受けられますか？

A 今までのとおり、保健センターで行います。その他の事業についても、今までのとおり保健センターで行います。日程等については、保健センター年間予定表をご覧ください。



○お問い合わせ
保健センター

(84) 1910 (直通)

行政懇談会日程

日 時			行政区	場 所
9月25日	(火)	午後7時から	堀之内	堀之内生活改善センター
9月26日	(水)	午後7時から	大福田	大福田生活改善センター
9月28日	(金)	午後7時から	原宿台	原宿台コミュニティセンター
10月1日	(月)	午後7時から	新幸谷	新幸谷大字事務所
10月2日	(火)	午後7時から	山王山	山王山生活改善センター
10月4日	(木)	午後7時から	山 王	山王生活改善センター
10月5日	(金)	午後7時から	江 川	江川生活改善センター
10月10日	(水)	午後7時から	土与部	土与部農村集落センター
10月11日	(木)	午後7時から	冬 木	冬木農村集落センター
10月12日	(金)	午後7時から	幸 主	幸主大字事務所
10月17日	(水)	午後7時から	元栗橋	元栗橋会館
10月18日	(木)	午後7時から	川 妻	川妻生活改善センター
10月23日	(火)	午後7時から	小手指	小手指生活改善センター
10月24日	(水)	午後7時から	小福田	小福田生活改善センター
10月26日	(金)	午後7時から	両新田	両新田センター

行政懇談会を実施します

町の施策と現状を説明させていただくとともに、みなさんのご意見やご希望をお聞かせいただき、今後の行政運営に反映させるため、各行政区において次のとおり行政懇談会を開催します。ご近所の方をお誘いあわせのうえ、多数ご参加をお待ちしています。

○お問い合わせ

総務課

秘書広報G

(84) 1111 (内線211)

平成29年度株式会社五霞まちづくり交流センター (道の駅「ごか」)の経営状況



平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間の経営状況が公表されましたので、お知らせします。

道の駅「ごか」の利用者数（レジ通過者）は、約80万6千人で平成29年8月には開業以来のレジ通過者が1,000万人を突破しました。農産物直売所を含む総売上高は約9億357万円、交流センターとしての経常収支は約△759万円になりました。



地域食材供給施設

○農産物直売所「わだい万菜」

茨城むつみ農業協同組合に経営を委託している農産物直売所は、毎日新鮮な地元産の野菜や米をはじめとして、果物・花卉・加工品等を取り扱っています。また、茨城県銘柄豚「ローズポーク」販売も行っており、多くのみなさんに利用され、道の駅「ごか」の活気をより引き立てています。

○軽食コーナー

幅広い客層に利用され、名物のローズポークまんに加え、町特産八つ頭を使用した八つ頭コロッケや国産高級果実のプレミアムソフトクリームが人気となっています。また、茨城道の駅限定の印籠ふ菓子や野菜がたっぷりのった野菜ラーメン・ご飯もののネギ丼が好評です。



○レストラン「華ごぶし」

家族連れや観光・福祉関係団体の来店が多く、様々な地域食材を利用した食事を提供しています。「ローズポーク」を使用したメニューや石臼挽き自家製粉の手打ちそば（五霞町産常陸秋そば使用）、キ

ューピー五霞工場推薦メニューが大変好評をいただいています。



情報施設・交流広場・その他

情報施設では、無料公衆無線LAN（Wi-Fiスポット）が設置され、スマートフォンやタブレット端末等で手軽に無線の高速インターネットが利用可能です。

また、ETC2.0の賢い料金の社会実験が実施され、高速道路の渋滞情報のモニターも設置されました。

外店舗では、深夜営業のラーメン店「一番星」がトラッドライバーの方などに利用いただいております。

イベントコーナー・広場では、茨城のお魚市や手焼きせんべいの実演販売、フリーマーケット・フットボールパフオーマンス・スプレーアートなどの多彩なイベントが開催され、ふれあいの場として賑わっています。

9月は高齢者向け悪質商法被害防止キャンペーン期間です

悪質商法や二重電話詐欺による高齢者の被害が依然として後を絶たないことから、9月をキヤンペーン月間と定め、県と県警と町が連携して啓発活動を実施します。

一人暮らしや、昼間自宅で留守番をしている高齢者を狙った被害が増えていますのでご注意ください。

【事例】

昨日、留守番をしていたら、「雨どいが壊れていますね。」と業者が訪問してきた。「大雪のせいで壊れたと損害保険会社に言えば保険金が下ります。保険金内でうちが雨どいの修理工事をするので、工事代金は無料で済みますよ。」と言われ、工事の契約をした。業者に言われたとおりに損害保険会社に申請の電話をしたら、「本当に大雪のせいなのか実際に見に行く。」と言われてしまった。本当は経年劣化で壊れたのにうそをついてしまったと不安になった。

事例アドバイス

大雪や台風のせいと申請すれば保険金が下りると勧誘される事例が多く発生しています。その理由による保険金請求は保険金詐欺に該当する恐れがあり、

日本損害保険協会からも注意喚起が出ています。

損害保険会社への申請は取り下げ、雨どい修理工事のクーリング・オフをするようアドバイスしました。

◎クーリング・オフとは？

訪問販売や電話勧誘で契約した場合、契約書面を受け取った日から8日間は無条件で解約ができます。

クーリング・オフをする時は、はがきで通知を出します。書き方は下記をご参照ください。

※店舗での買い物はクーリング・オフできません。

※テレビショッピングやカタログ通販、ネットショッピングもクーリング・オフができず、返品に関する記載に従うことになります。注文の前によく確認しましょう。

消費生活相談は「188」へ！

悪質商法による被害、不適切な表示に関するトラブル、製品やサービスなどによる危険や危害などについて相談したいときは、局番なしの「188」をご利用ください。
「188泣き寝入り」と覚えてください。

クーリング・オフはがきの書き方

-
簡易書留
事業者住所
事業者名
代表者名 様
(クレジット契約のある場合には、 信販会社宛も作成)

はがき表面

通知書	
次の契約を解除します	
契約年月日	〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇〇〇
契約金額	〇〇〇〇〇円
販売会社名	株式会社〇〇
	(担当者名) △△△
クレジット会社	×××株式会社
(通知を出した年月日)	
(自分の住所・氏名)	

はがき裏面
クレジット会社宛

通知書	
次の契約を解除します	
契約年月日	〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇〇〇
契約金額	〇〇〇〇〇円
販売会社名	株式会社〇〇
	(担当者名) △△△
支払った代金〇〇円を返金し、商品 を引き取ってください	
(通知を出した年月日)	
(自分の住所・氏名)	

はがき裏面
販売会社宛

はがきなどの書面に、「契約を解除する」旨を明記し、販売店宛に通知します。
商品代金の一部または全部を支払い済みの場合は、支払った金額を返金するよう記載し、すでに商品を受領している場合には、引き取りを求めます。
記入したはがきの両面のコピーをとって、保管しておきます。
はがきは、郵便局の窓口に行き、「簡易書留」で証拠が残る方法で発送します。
クレジット契約をした場合には、はがきをもう一枚用意し、クレジット会社にも同様の通知を出します。

9月10日は「下水道の日」です

《未来へと ぼくらがつなぐ 下水道》（平成30年度下水道推進標語）

「下水道の日」は、著しく遅れているわが国の下水道の全国的な普及を図る必要があることから、このアピールを全国的に展開するため、「全国下水道促進デー」として始めました。

そして、近年の下水道に対する認識の高まりもあり、より親しみのある名称として「下水道の日」に変更されることになったものです。

下水道とは？

下水道とは、家庭の台所、風呂、水洗トイレなどから出る汚れた水を下水道管で処理場に集めて、そこで水をきれいにし、川に戻す施設全体をいいます。

下水道の整備が進むことにより、河川がきれいになり、生活環境がよくなります。

五霞町の下水道

町が行っている下水道事業は、大きく分けて公共下水道（以下、公共）と農業集落排水（以下、農集）の2事業があります。公共は、市街化区域と隣接する市街化調整区域の各家庭から

の生活排水などを環境浄化センターで処理しています。

農集は、主に農業振興地域が対象となり、大福田・東部・北部・南部の4地区がそれぞれ整備され供用しています。



五霞町環境浄化センター

早期接続のお願い

現在、町の下水道接続率（農集等含む）は84%となっております。

町では、住み良い環境づくりのためにも、下水道の普及促進に力を入れていますので、まだ下水道に接続されていない方は、下水道の早期接続にご協力をお願いします。

下水道に異物を流さないで

町内のポンプ施設で異物による故障が頻繁に発生していますので、次のような異物は絶対に流さないでください。

- ・布きれ（タオル・ハンカチ・下着・モップ類）
 - ・野菜くず
 - ・ビニール類
 - ・食用油
 - ・水にとけない紙（おむつ・たばこ等）
 - ・危険物（薬品・アルコール・ガソリン類）
- みなさんの下水道です。ルールを守って、正しく、大切に使いましょう。

お問い合わせ

上下水道課 下水道G
☎(84)3346（直通）



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

農家のみなさまへ

稲わら等の焼却防止にご協力を！

稲わら・もみ殻、麦わらの焼却は、地域住民の健康への影響や延焼による火災の恐れがあります。

また、最近では、洗濯物や室内に臭いが付着するなどといった苦情も寄せられています。

稲わら・もみ殻、麦わらは大切な資源です。

人と環境にやさしい農業を推進するために、稲わら・もみ殻、麦わらは焼却せずに有効に活用しましょう。

稲わら、麦わらの有効活用例

○水稲・大豆

水田へのトラクター等での耕うんによる有機物の供給

※水田をトラクター等で耕うんする場合には、腐熟を促進させるために、必ず腐熟促進剤を使用しましょう。

○果樹

敷わらによる地表面マルチ、マルチ栽培の緩衝資材

○野菜

トラクター等での耕うんによる有機物の供給、敷わらによる地表面マルチ

○畜産

繁殖牛、飼育牛等の粗飼料としての利用・敷き料としての利用

○その他

たい肥の原料としての利用

※注意

やむを得ず焼却する場合には、必要最小限にとどめていただき、ご近所の迷惑にならないよう、風向きなど十分考慮して実施してください。

お問い合わせ

産業課 地域振興G
☎(84)2582（直通）



商工会女性部主張発表大会
で小林弥生さんが関東ブ
ック第1位！

7月3日・4日、大磯プリンスホ
テル（神奈川県）において、関東ブ
ロック商工会女性部交流研修会主張
発表大会が開催されました。

当日は、各都県女性部の代表11名
が女性部員としての活動実績や成果
から得た自分の意見を発表しました。
茨城県代表として当商工会女性部
の小林弥生さんが出場し、「女性部活
動と地域振興・まちづくり」八つ頭
コロッケづくりを通して商工会活動
を考える」と題し発表を行い、厳
正なる審査の結果、見事関東ブロッ
ク第1位となり、11月6日、兵庫県
神戸市において開催される「全国商
工会女性部主張発表大会」に、関東
ブロック商工会女性部代表として出
場することが決定しました。



「きらめき！夏休み子ども教室」
を開催しました



ナスの収穫体験



科学で遊ぼうinごか

夏休み期間中、自然体験や社会体験
などの活動を通して、主体性を持った
たくましい子どもを育成することなど
を目的に「きらめき！夏休み子ども教
室」を小学生対象に次のとおり開催し
ました。

○開催した教室

- ・野菜収穫体験&キューピーへ行こう！
- ・科学で遊ぼうinごか
- ・陶芸教室
- ・ミュージアムパーク（茨城県自然博
物館）へ行こう
- ・読書を楽しもう

「自分でラジオを作って聞
いてみよう2018」が開
催されました

8月7日、中央公民館において、
クラブ・ドリームインザスカイ（代
表 関口行雄氏）主催による「自分
でラジオを作って聞いてみよう20
18」が開催され、東・西小学校の
児童18名が参加しました。

当日は、指導者の説明に沿って、
制御基盤にはんだを使って、一から
部品を取り付けていきました。初め
は緊張した面持ちで慣れないはんだ
ごてを使っていたようですが、すぐに慣
れ、部品の取り付けもスムーズに行
えるようになりました。完成したラ
ジオをうれしそうに聴いており、み
んなの笑顔がとても印象的でした。
今年で4年目となりますが、物作り
の楽しさを学び、夏休みの思い出の
1日となりました。



ご協力ありがとうございました

■五霞町消防協力金

町民のみなさんには、
行政区を通じて消防団の
活動支援として937,
500円の拠出金をいた
だきありがとうございました。

みなさんからご協力い
ただいた拠出金は、消防
団の活動資金の一部に役
立てさせていただきます。
今後とも消防団活動に
対し、ご理解とご支援を
お願いします。

■日本赤十字社資

町民のみなさんには、
行政区を通じて赤十字の
活動資金として887,
500円の寄付をいただ
きました。ご協力ありが
とうございました。

みなさんからいただい
た寄付金は、人間のいの
ちと健康、尊厳を守る活
動に充てさせていただきます。

今後とも赤十字活動へ
のご支援・協力をお願い
します。

道路の美化清掃運動が実施されました



8月の「道路ふれあい月間」と8月10日の「道の日」にちなみ、道路美化清掃運動を実施しました。この清掃運動は、茨城県建設業協会境支部が主催となり、道路に投げ捨てられたゴミを拾うことにより、道路管理の大切さを示すとともに、ゴミの投げ捨てを抑制するモラルの確立を目的とするものです。

ゴミの量は減少傾向にあり、意識の高まりがうかがえます。ゴミの投げ捨てをなくし、これからもきれいな道路を目指しましょう。

交通危険箇所確認作業を実施しました

毎年8月の第1日曜日に、枝葉等が道路上に伸び出て、通行に支障をきたす恐れがある箇所の交通安全確保のため、町内全域を対象とした交通危険箇所確認作業を実施しています。

今年は、8月5日に境地区交通安全協会五霞支部が主体となり、小福田・元栗橋駐在所警察官の協力のもと、交通安全上危険となる箇所やカーブミラー・交通標識等の点検確認を行いました。

道路に面した山林等を所有する方におかれましては、今後も定期的な枝葉等の剪定により、交通事故防止にご協力をお願いします。



夏の交通事故防止県民運動が実施されました



7月20日から31日までの期間、夏の交通事故防止県民運動が実施されました。

7月19日には、元栗橋東京電力変電所前において、境地区交通安全協会五霞支部・五霞町交通安全母の会、境警察署の協力により、夏のキャンペーンが実施されました。

当日は、ドライバー約300名へ交通安全のチラシとウェットテイスシユ等啓発品の配布を行い、交通ルールの遵守及び交通マナーの向上を呼びかけました。

また、期間中、防災行政無線を使い、東・西小学校児童による広報活動を実施し、町内の交通事故防止を広く周知しました。

利根川大花火大会が開催されました

「利根川大花火大会」が、7月14日、盛大に開催されました。当日は、22,800発の花火が夜空を彩り、情報・防災ステーションごか付近に開設した観覧会場では、多くの来場者で賑わいました。



節電街頭キャンペーンが実施されました

7月19日、交通事故防止県民運動とあわせて、節電街頭キャンペーンが行われ、啓発品の配布を行い、節電の協力をお願いします。

- 南児童館 ☎(84)3456
- 9月の行事予定
- 3日(月) イス取りゲーム
 - 10日(月) 万華鏡を作ろう
 - 14日(金) にこにこ広場
 - 18日(火) みんなでクッキング
 - 21日(金) 避難訓練
 - 28日(金) にこにこ広場



- 西児童館 ☎(84)2321
- 9月の行事予定
- 7日(金) ちびっこ広場
 - 10日(月) 箸技選手権
 - 15日(土) 火おこし
(母親クラブ主催)
 - 20日(木) お月見会
 - 21日(金) ちびっこ広場
 - 27日(木) 手作りクッキング

星に願いを(七夕) ~南児童館~



7月2日、南児童館では、「星に願いを(七夕)」を開催しました。5色ある短冊から好きな色を選び、どんな願い事をするかを考えながら書く子やすぐにすらすらと書く子がいました。そして、願い事を書いた短冊を竹笹に飾りました。

将来なりたい職業、夢や欲しいものなど、参加したみんながそれぞれ願い事が叶いますようにと、織姫と彦星にお願いをしました。

この日は、大変暑い日で、ひと時の涼になればと用意した冷やしそうめんが大変人気で、みんなおいしそうに食べていました。

そうめん流し ~西児童館~



7月21日、西児童館では、母親クラブ主催による「そうめん流し」が行われました。

幼児・小学生・中学生・保護者等の順番でそうめん流しを体験しました。2本の竹の中を水と一緒にそうめん、時々、ミニトマトやきゅうりが流れてきます。お箸でそうめんをすくうのは難しく、それ以上に難しかったのがミニトマトです。それでも、片手にお椀を持ち、すくったそうめんを美味しそうにほおばっていました。当日は、約100名の参加者がそうめん流しを楽しみました。

母親クラブ、中学生ボランティアの方々がありがとうございました。

思いやりの心で 明るい社会を

▼「いじめ」は人権意識の希薄さ
によるもの

「いじめ」の根底には、他人に対する思いやり、いたわりといった人権意識の希薄さがあります。相手が受ける痛みを考えることなく、徹底的に痛めつける場合さえあります。また、「いじめ」を行う子どもは、「のろいかめ」「のろま」と言っただけなどと言いつつ逃れをすることがありますが、そういった他人の弱い点を、思いやるのではなく逆に「いじめ」の口実にしてしまう点も、人権意識の希薄さによるものといえます。人権意識とは、他人の心の痛みを分かるといふことにほかなりません。

▼「いじめ」は差別の芽

「いじめ」は、動きが鈍いとか水泳が下手だといった集団の中の異質なものを標的に、ただ異質であるというそれだけの理由で行われることが多いものです。

このような構造は、不合理な差別と軌を一にするもので、そのまま放置すれば差別の芽となる危険をはらんでいます。差別をなくすためにも、「いじめ」をなくすためにも、お互いの異なる点を個性として尊重する人権意識を養っていくことが重要です。

▼心の痛みと責任を自覚させる
ことが大切

「いじめ」をする子どもは、「いじめ」を受ける子どもが、相談相手もないまま、来る日も来る日も一人で深刻に悩み続け、学校へ登校して皆と顔を合わせることさえ恐ろしくなり、孤独感を感じて行き場を失い、将来にわたる深刻な被害をもたらすことについて、考えが及ばないようです。相手の立場になって考えさせ、「いじめ」が、大変に残酷で、取返しがつかない重大な人権侵害であることを十分に理解させることが最も大切です。

▼人権意識を育てることが大切

結局、「いじめ」は、「いじめ」を行う子どもの存在感や自尊心の欲求不満の代償行動としてなされることが多いのですから、「いじめ」をなくすためには、根本的には「いじめ」を行う子どもへの存在感や自尊心を満足させるように、彼らとのコミュニケーションを深め、彼らの悩みを解消していく指導が必要となります。

さらに、「いじめ」は他人に対する思いやり、人権意識の希薄さによる行為ですから、子どもたちの中に互いの人権を尊重し合う豊かな心を育てることが大切です。

ごかのお知らせ (No.516)

お知らせ

屋外広告物の表示には許可が必要です

(都市建設課)

まちの中には、様々な種類の「屋外広告物※」があります。屋外広告物を表示するときは、原則として許可が必要です。※屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示される広告物のことで、看板、立看板、はり紙、はり札のほか、広告板、建物などに掲示されたものなどを含みます。

○規制について

屋外広告物については、「まちの良好な景観の形成」と「公

衆に対する危害の防止」の点から、表示場所や大きさなどを規制しています。

【主な規制の例】

・自己の店舗等から離れた場所に表示する場合

禁止地域（道路の敷地境界から一定の範囲の区域、信号の付近など）や禁止物件（街路樹、道路標識など）には原則として表示できません。

※ただし、自己の店舗等に、店名、取扱商品名などを表示する『自家広告物』については、一定の要件を満たすことで、禁止地域においても表示することができます。

○要件等の詳細については、都市建設課までお問い合わせください。

○許可期間について

屋外広告物は、種類ごとに許可期間が定められています。許可期間の満了後も引き続き表示するためには、更新許可の申請が必要です。許可期間が切れた屋外広告物は、違反広告物として除却命令の対象になりますのでご注意ください。

○お問い合わせ

都市建設課 都市計画G
☎(84)3347 (直通)

◎(福)マル福が高校3年生まで拡大されます

(町民税務課)

県と町が一体となって行っています妊産婦・小児・ひとり親・重度心身障害者の方々への医療福祉費の助成（マル福）のうち、小児マル福が10月1日から対象年齢の上限が次のとおり拡大されます。（ただし、所得制限があります。）

新たに申請が必要となる方は、個別に通知を発送します。

○拡大大点

・新 高校3年生まで
・旧 中学3年生まで

○お問い合わせ

町民税務課 町民G
☎(84)1965 (直通)

農地利用実態調査を行います

まず

(農業委員会)

将来の農業経営や農地の活用について、どのように考えていますか。「後継者が見つからず、今後、農地をどのように管理していくのか不安だ。」「このままでは遊休農地（耕作放棄地）になってしまふ。」「現役を引退するので農地を貸したい。」「新規就農するので農地を借りたい。」など、農業委員会では様々な相談や意見をいただいています。

農地を一度荒廃させてしまうと、新しい借り手を見つけるのは大変です。

美しい風景を守り、地域の農業が持続的に展開できるよう、「個人にとっても地域にとっても貴重な財産である農地を大切に守る」Ⅱ「所有者と作り手を結びつける」Ⅱ「農地利用の最適化」を進めることが必要です。

そこで、農業委員会では、まず、あなたがお持ちの農地について、「今、どのように使われているのか。」「今後、どのように活用していくのか。」など、お話を聞かせていただくことになりました。

○調査期間

8月から行政区ごとに、順番で自宅を訪問します。

○調査方法

農業委員、農地利用最適化推進委員が戸別に訪問します。

○準備するもの

・転作確認の営農計画書
・印鑑

※事前に農地の場所や状況の確認をお願いします。

○お問い合わせ

産業課 農業委員会G
☎(84)2582 (直通)

第23回 五霞町高齢者福祉大会の開催

(健康福祉課)

第23回五霞町高齢者福祉大会を次のとおり開催します。

○開催日時

9月16日(日) 午前9時開会
(受付 午前8時20分)

(午前11時 終了予定)

○場所 中央公民館 講堂

○表彰者予定(8月1日現在)

- ・最高長寿者 男女各1名
- ・百歳到達者 5名
- ・米寿到達者 50名
- ・傘寿到達者 55名
- ・長寿特別賞 3名

また、金婚を迎えられる方の表彰も併せて行います。

○アトラクション

- ・出演者 太陽 昇
- 午前10時開演予定

○その他

終了後、引き続き「第20回健康福祉まつり」を開催します。多数のご来場をお待ちしています。

○交通手段について

大会当日は、送迎バスを用意しています。バス運行予定表(回覧に添付)を参照のうえ、ご利用ください。

○お問い合わせ

健康福祉課 高齢者支援G
☎(84)0006 (直通)

マイナンバーカードの申請をお手伝いします

(町民税務課)

マイナンバーカードを簡単に申請しませんか。職員が申請を次の日程でお手伝いします。

○日時 9月28日(金)

午前9時～正午

○場所 役場1階 小会議室

○対象 町に住所を有する方

○必要書類

- 次の書類3点を持参ください。
- ・通知カード
- ・個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書(通知カードの下半分)

※右記書類が無い場合は、認め印をお持ちいただき、別途書類を書いていただきます。

- ・本人確認書類
- ※運転免許証、パスポートなど写真付き公的身分証明書が必要になります。

※写真付き公的身分証明書がない方は、健康保険証、年金手帳など身分証明書2点が必要になります。

○顔写真の撮影

申請に必要な顔写真は、職員がタブレットで当日撮影します。

○お問い合わせ

町民税務課 町民G
☎(84)1965 (直通)

農地の適正利用が困難な場合は貸し借り(利用集積)制度を利用してください

(産業課)

農地を遊休化し、荒廃させると年数を経るごとに農地性を失い、復旧させるためには、多大な投資と労力が掛かります。

高齢や勤め等の理由で耕作ができない方は、農業経営規模を拡大したい方に貸すことによって、農地の保全と有効利用が図れるようになります。

手続きは、農地を貸す人、借りる人の合意のうえ、農用地利用集積計画申出書を作成し、農業委員会承認されることで法的に貸し借りが認められます。

また、貸借の契約期間は原則、3年、6年、10年としており、契約期間が満了すると、自動的に貸借権が消滅しますので、ご安心ください。

貸借期間中でも当事者の合意があれば、いつでも解約することができます。

農地利用集積の推進期間は9月3日(月)から10月12日(金)までとしていますので、希望される方は、お申し出ください。

○貸し手のメリット

- ・手続きに大きな負担はありません。
- ・貸した農地は期間がくれば必ず返してもらえます。

・貸し借りを継続したいときは再度、設定が可能です。

○借り手のメリット

- ・経営規模の拡大と集積による経費削減が見込めます。
- ・更新時期には、農業委員会を通して継続の意思確認を行います。

農地中間管理事業による貸借制度

茨城県農地中間管理機構が事業主体となる本制度では、農地の貸し借りが一定の要件を満たす場合、土地所有者に対して協力が支払われます。

○一定要件の例

- ・貸付希望者が経営する全ての農地を当事業により貸し付けること

- ・貸し付ける農地は荒廃化しておらず、農業機械の通行が可能な概ね2.5mの幅員のある公道に接していること

- ・貸付期間は、10年以上とすること

○お問い合わせ

産業課 農業委員会G
☎(84)2582 (直通)

処理困難物の有料回収及び衣類(資源ごみ)の回収を実施します

(生活安全課)

ごみ集積所に出せないごみ(処理困難物)の有料回収を次のとおり実施します。

○日時 9月23日(日)

午前9時～11時

○実施場所 役場西側

○処理手数料

区分大	2,000円
区分中	1,000円
区分小	500円

○処理方法

当日、処理困難物を役場まで搬入してください。

○当日回収できないもの

- ・お店や事業所から出るごみ
- ・農機具
- ・テレビ、エアコン、洗濯機(衣類乾燥機含む)及び冷蔵庫(冷凍庫含む)の家電4品目
- ・その他一般廃棄物でないもの

【処理困難物の戸別回収】

役場まで処理困難物の搬入が困難な方については、別途、戸別回収も実施しています。

戸別回収を希望する方は、事前にお申し込みが必要ですので、次の受付期間中に生活安全課生活環境Gまで電話にてお申し込みください。

○戸別回収申込み受付期間

9月3日(月)～19日(水)

午前8時30分～午後5時

(役場閉庁日を除く。)

○戸別回収手数料(処理費込み)

区分大	3,000円
区分中	1,500円
区分小	800円

【衣類(資源ごみ)の回収】

町では、資源の有効活用推進のため、処理困難物の回収とあわせて、衣類の回収を実施します。限りある資源のリサイクルにご協力をお願いします。

なお、回収日時及び実施場所は、処理困難物の有料回収と同様となります。

○回収方法

透明なゴミ袋に入れて持参してください。

○回収できない衣類

- ・濡れた物、破れた物、汚れのひどい物、ユニフォーム、学生服、会社の制服等
- ・事業所などから排出されたもの(作業着、工場で発生した裁断クズや余布等)

その他のもの(布団、カーペット類、スリッパ、着物・帯はんでん、帽子、靴下、スキーウェア類、雨合羽等)

○お問い合わせ

生活安全課 生活環境G
☎(84)3618 (直通)

農業用機械から道路に泥を落とさないように注意しましょう

(産業課)

車道や歩道に落ちた泥のかたまりは、自動車だけでなく歩行者・バイク・自転車・車いすなどの通行の妨げとなり危険です。環境美化と交通安全のため、道路に泥を落とさないようにしましょう。なお、道路を汚してしまった場合は、速やかに泥の撤去・清掃をしていただきますようお願いいたします。

○お問い合わせ

産業課 地域振興G
☎(84)2582 (直通)

橋梁・道路工事の実施について

(都市建設課)

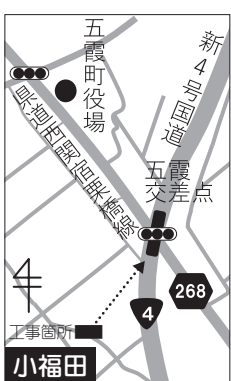
橋梁・道路工事を次のとおり実施します。通行止め等でご迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力をよろしくお願いします。

①新4号五霞跨道橋上部工事

○工事期間 3月上旬まで

○工事箇所 小福田地内

○施工業者 (株)横河住金ブリッジ

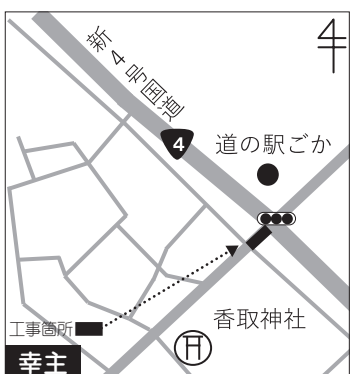


②新4号幸主跨道橋上部工事

○工事期間 1月下旬まで

○工事箇所 幸主地内

○施工業者 東綱橋梁(株)

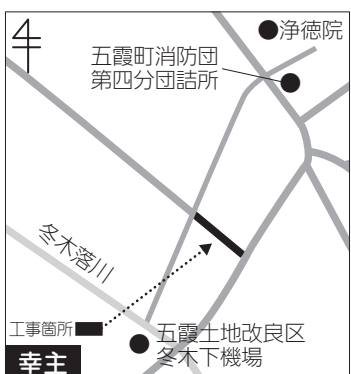


③町道5号線道路改良工事に伴う水道管切回し工事

○工事期間 9月下旬まで

○工事箇所 幸主地内

○施工業者 (株)木村設備



○お問い合わせ

①・②に関して
宇都宮国道事務所
古河監督官詰所
☎(76)3666 (直通)

③に関して
都市建設課 建設管理G
☎(84)3347 (直通)

募集

「きらめき!土曜子ども教室」の開催

(教育委員会)

夏休み期間中、小学生児童を対象に様々な教室を開催し、子どもたちは自然体験や社会体験などを行いました。

今後の子ども教室の開催については「きらめき!土曜子ども教室」と題し、土曜日等の休日を利用し開催していく予定ですので、ぜひ、ご参加ください。

【目的】

- ①休日を利用して、豊かな体験活動の機会と場所を提供し、自然体験や社会体験などの活動を通して、主体性を持ったたくましい子どもを育成する。
- ②地域人材を講師に積極的に活用し、地域団体との交流を深めることにより、町の活性化を図るとともに、子どもたちの社会性を育む場とする。

【今後の予定】

○日程 10月20日(土)

○内容

「紅葉した赤城山を登ろう!」
その他詳細が決まりましたら、学校を通し、児童のみなさんに募集チラシを配布します。

○お問い合わせ

教育委員会 生涯学習G
☎(84)1460 (直通)

第27回 町民テニス大会

(B & G 海洋センター)

○日時 10月7日(日)

(受付 午前8時30分)

※雨天の場合は10月8日(月)

○会場 町テニスコート

○対象者

町内在住在勤及びテニス連盟

加入者

○試合形式

男子ダブルス・女子ダブルス

○参加費

1ペア 1,000円

○お申し込み方法

9月21日(金)までに、B & G 海

洋センターにある要項で詳細

を確認のうえ、申込書に必要

事項を記入し参加費を添えて

お申し込みください。

※電話受付は、行いません。

○お問い合わせ

B & G 海洋センター
☎(84)35333 (直通)

新体力テスト測定会

(B & G 海洋センター)

次のとおり新体力テスト測定

会を開催します。

健康維持の一環として、体力

年齢を測ってみませんか。

○日時 10月8日(月)

午前9時～正午
(受付 午前11時まで)

○場所 B & G 海洋センター
1階体育館

○対象者 20歳～79歳

○持ち物 運動靴・タオル

※運動のできる服装にて、お越

しください。

○お問い合わせ

B & G 海洋センター
☎(84)35333 (直通)

第15回

町民グラウンド・ゴルフ

大会 (B & G 海洋センター)

○日時 10月13日(土)

(受付 午前8時)

※雨天の場合、翌日に順延。

○会場 ごかみずべ公園(江川)

○対象者

中学生以上の町内在住・在勤

者

○参加費 1人 500円

○お申し込み方法

9月17日(月)までに、B & G 海

洋センターにある要項で詳細

を確認のうえ、申込書に必要

事項を記入し参加費を添えて

お申し込みください。

※電話受付は、行いません。

○お問い合わせ

B & G 海洋センター
☎(84)35333 (直通)

ごかりん号の有料広告

(生活安全課)

町では、運賃収入以外の財源
確保と地域経済の振興を図るた
め、コミュニティバスへの有料
広告の掲載をしています。

随時、受付していますので、

ぜひ、ご応募ください。

・掲載枠数 6枠

・大きさ B3版横

・掲載料 月額2,000円

掲載を希望される方は、町公
式ホームページ又は生活安全課
までお問い合わせください。

○お問い合わせ

生活安全課 くらし安心G
☎(84)36118 (直通)

男性の料理教室

(健康福祉課)

○日時 9月27日(木)

午前10時～午後1時

(受付 午前9時40分)

○場所 保健センター

○対象者 町内在住の男性

○内容 手軽にできる家庭料理

○定員 20名(先着順)

○参加費 1人 300円

○持参する物 エプロン、三角巾

○お申し込み期限 9月25日(火)

○お申し込み・お問い合わせ
保健センター
☎(84)19110 (直通)

わが家の主役

(総務課)

広報ごか及び町公式ホームペ
ージでは「わが家の主役」と題
し、町内在住の1歳から3歳ぐ
らいまでのお子さまを掲載して
います。

掲載を希望される方は、応募

用紙が総務課にありますので、

写真を持参し応募してください。

※デジカメで撮影したものは、

そのままお持ちください。

○お問い合わせ・お申し込み

総務課 秘書広報G

☎(84)1111 (内線214)

相 談

障害者相談

(健康福祉課)

町では、障害者(児)やその
ご家族などからの相談に応じ、
その方に合わせた情報の提供・
助言を行っている窓口がありま
す。

この窓口には、専門の相談員

が配置され、身体、知的、精神

などの障害についての悩みや問

題を一緒に考えていきます。

○日時 9月6日(木)

午後2時30分～4時

○場所 役場 1階 小会議室

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G
☎(84)0006 (直通)

生活相談

(総務課)

隣保事業(生活相談員)によ
る生活相談(人権、福祉、教育、
就業等)を実施しています。個
人の秘密は厳守されますので、
お気軽にご相談ください。

○相談場所

ふれあいセンター

堀之内集会所

※各相談所の相談日程について

は、ふれあいセンターまでお

問い合わせください。

○お問い合わせ

ふれあいセンター
☎(84)3595 (直通)

消費生活相談

(産業課)

専門の相談員が町民のみなさ
んの消費生活に関する問題やト
ラブルなどの相談に応じ、解決
に向けたお手伝いをします。
専門の相談員への相談は無料
で、秘密は厳守します。

お気軽にご相談ください。

○日時

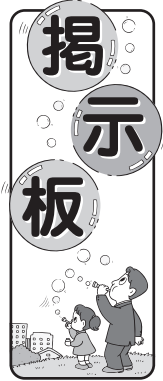
9月12日(水)

午前9時～午後4時30分
(正午～午後1時を除く)

○場所 ひばりの里

○お問い合わせ

産業課 地域振興G
☎(84)2582 (直通)



不動産公売案内

茨城県債権管理機構では、一般の方も参加できる入札により不動産を公売しますので、ぜひ参加してみてくださいか。
ホームページにアクセスしていただければ、詳しい内容をご覧くださいいただけます。

○日時

10月2日(火)

午後1時20分 開始

(受付 午後0時50分)

○場所

茨城県水戸合同庁舎

2階大会議室

(水戸市柵町1丁目3番1号)

○公売対象不動産

・公売区分番号 30-74

見積価格

5,740,000円

公売保障金

580,000円

・財産の表示

(登記簿による表示)

所在 五霞町原宿台3丁目

地番 14番2

地目 畑

地積 268㎡

※市街化区域のため、買受適格証明書の提出は、不要です。

※公売が中止になる場合があります。

○お問い合わせ

茨城県租税債権管理機構

☎029(225)1221

ホームページアドレス

<http://www.ibaraki-sozei.jp/>

甲種防火管理者再講習会のご案内

○日時

10月5日(金)

○場所

古河市生涯学習センター総和

(とねミドリ館)

古河市前林1953-1

○テキスト代 1,350円

※申請受付時に徴収します。

○定員 70名

○申請受付

9月3日(月)～28日(金)

午前8時30分～午後5時

※土・日・祝日を除く。

※印鑑持参・定員になり次第、締め切りとなります。

○お申し込み方法

受付時に受講申請書に必要事項を記入し、直接、申込みとなります。

○お申し込み・お問い合わせ

古河消防署予防係

☎(47)0120

『くらしの便利帳』を発行します！

町では、(株)サイネックスとの官民協働事業で「2019年版くらしの便利帳」を発行します。便利帳は、行政情報、地域に関する情報及び広告による事業者情報を合わせた総合情報誌となります。

発行は平成31年1月予定で町内各ご家庭に無料配布するとともに、転入者にも配布します。また、発行にあたりまして広告の申し込みも募集します。

今後、(株)サイネックスの営業担当者が誌面に掲載する広告の募集に商店や事業所を訪問します。趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

○お問い合わせ

・便利帳の発行に関すること

政策財務課 政策G

☎(84)1111(内線223)

・広告に関すること

(株)サイネックス つくば支店

☎029(858)0570

若者の就労支援相談会を実施します

「働きたいけど自信がない」、「コミュニケーションをとるのが苦手」といった若者や「お子さんの就職などで悩んでいるけれど、誰に相談したらよいかわからない。」といった保護者の方を対象とした相談会を次のとおり実施します。

○日時

9月11日(火)

10月9日(火)

○場所

多目的集会センター 相談室

(五霞町新幸谷463)

○対象 15～39歳までの方又はその保護者

○相談料 無料

※予約が必要です。相談日前日までに、左記サポートステーションまでご連絡ください。

○お問い合わせ

厚労省認定事業

いばらき県西若者

サポートステーション

(筑西市西方1790-29)

☎0296(54)6012

火曜～土曜

午前10時～午後6時

(日・月・祝日は休み)

☎hola@iw-saposute.org

<http://www.iw-saposute.org>

te.org

防衛大学校・防衛医科大学校(医学科・看護学科)学生募集のお知らせ

○防衛大学校学生(一般前期)

・試験日(一次)

11月10日(土)、11日(日)

○防衛医科大学校医学科学生

・試験日(一次)

10月27日(土)、28日(日)

○防衛医科大学校看護学科学生(自衛官候補看護学生)

・試験日(一次)

10月20日(土)

◇共通事項◇

○応募資格

平成10年4月2日から平成13年4月1日までに出生の方で、高等学校卒業生又は中等教育学校卒業生(卒業見込み含む。)

○受付期間

9月5日(水)～28日(金)

(締切日必着)

○試験会場

概ね、一か所以上の試験会場を設置します。

※試験会場についての詳細は、受験票でお知らせします。

○お問い合わせ

防衛省自衛隊茨城地方協力本部

筑西地域事務所

☎0296(22)7239

東京都市圏パーソントリップ調査にご協力をお願いします

茨城県では、人の1日の移動を把握し、暮らしやすい都市づくりの検討を進めるため、9月から12月にかけて交通に関する調査「東京都市圏パーソントリップ調査」を実施します。

調査にあたり無作為に抽出した世帯を対象とさせていただきます。調査票をお送りしますので、本調査へのご協力をお願いします。

茨城県土木部都市局都市計画課
☎029(301)4588

不動産取得税について

土地や家屋を売買、贈与、交換等により取得したときや家屋を新築等したときは、不動産取得税が課税されます。

税額は、課税標準額(固定資産課税台帳に登録されている価格、または固定資産評価基準により評価し、決定した価格)に、土地、または住宅を取得された場合は3%、住宅以外の家屋を取得された場合は4%をそれぞれ乗じた額です。

ただし、宅地及び宅地評価土地を平成33年3月31日までに取得した場合は、課税標準額が2

分の1に軽減されます。

なお、住宅や住宅用土地を取得した方は、一定の要件のもとで税額が軽減される場合があります。

詳細は、茨城県筑西県税事務所までお問い合わせください。

お問い合わせ

茨城県筑西県税事務所
課税第二課

☎0296(24)9197

消費税軽減税率制度説明会のご案内

古河税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を次のとおり開催します。

多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ、説明会にお越しください。

開催日時

・第1回目 9月5日(水)
午前10時30分～11時30分
午後2時～3時

・第2回目 10月24日(水)
午前10時30分～11時30分
午後2時～3時

場所

五霞町商工会
(五霞町新幸谷463)

お問い合わせ

古河税務署 法人課税第一部門
☎(32)4222 (ダイヤルイン)

「身体障害者結婚相談・各種相談」について

一般財団法人茨城県身体障害者福祉協議会では、茨城県からの委託・補助を受け、身体に障害のある方々がよく配偶者に恵まれ幸せな結婚ができるように、「結婚相談」を行っています。

「結婚相談」は、結婚を希望する身体障害者の方に、面談の上会員登録をしていただきます。

会員登録者には、交流会(集いの場)の開催をご案内します。

「各種相談」は、身体障害者の就労を始め、生活全般に係る相談について、各種支援制度や機関をご案内しています。

相談日

月曜日～金曜日
(祝祭日、年末年始は除く)
午前10時～午後3時

※結婚相談は、要予約。

茨城県身体障害者福祉協議会
(水戸市千波町1918)

☎029(243)7010

☎029(243)7018

茨城県総合福祉会館2階

茨城県身体障害者福祉協議会

茨城県総合福祉会館2階

茨城県身体障害者福祉協議会

茨城県総合福祉会館2階

茨城県身体障害者福祉協議会

茨城県総合福祉会館2階

茨城県身体障害者福祉協議会

茨城県総合福祉会館2階

茨城県身体障害者福祉協議会

茨城県総合福祉会館2階

茨城県身体障害者福祉協議会

平成30年度技能検定(後期)受験のご案内

技能検定とは、働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する国家検定制で、県内では、約4,500名の方が毎年受験し、合格者には、合格証書が交付され、技能士として証されます。

技能士として証されます。

技能士として証されます。

技能士として証されます。

技能士として証されます。

技能士として証されます。

技能士として証されます。

技能士として証されます。

技能士として証されます。

技能士として証されます。

技能士として証されます。

技能士として証されます。

技能士として証されます。

技能士として証されます。

技能士として証されます。

技能士として証されます。

技能士として証されます。

技能士として証されます。

技能士として証されます。

技能士として証されます。

技能士として証されます。

技能士として証されます。

技能士として証されます。

試験日

職種、等級により決定します。

その他

試験に関する詳細については、お問い合わせください。

お問い合わせ

茨城県職業能力開発協会
技能検定課

☎029(221)8647
☎029(226)4705

<http://www.ib-syokkyo.com>

茨城県議会の出前委員会を傍聴しませんか!

県議会では、開かれた議会を目指し議事堂以外の場所で総務企画委員会を開催します。

ぜひ、この機会に県政の課題を審査する様子を傍聴してみませんか。

【委員会の概要】

○日時 10月10日(水)
午後1時30分～3時

○場所 古河市生涯学習センター
(とねミドリ館)

○テーマ 古河市前林1953-1

『日本一幸せな県』の実現に向けた新たな挑戦

○お申し込み期限 10月3日(水)

○お問い合わせ・お申し込み

茨城県議会事務局議事課
☎029(301)5634

「1万5,863人」って

何の数字が分かりますか？

表題の数字は、2017年に全国の警察に届出があった行方不明者のうち、認知症が原因だった人数です。

統計を取り始めた2012年の1・65倍にあたるそうです。2012年以降、毎年最多を更新しています。1万5,863人のうち、227人は昨年中に所在を確認できていません。

2025年には、全国で認知症の患者が700万人を超え、65歳以上の5人に1人が認知症になると予想されています。

認知症は、何らかの病気によって脳の神経細胞が壊れたり、働かなくなったりすること、認知機能が低下し、それまでできていた社会生活ができなくなる状態のことを言います。

認知症の代表的な症状の一つが「記憶障害」です。誰でも、年を取るにつれ、物忘れが多くなりますが、だからといって認知症ではありません。加齢による物忘れは「思い

出す機能が衰えること」ですが、認知症による物忘れは「新しい記憶をつくるのができないこと」により起こっています。

「ご飯を食べたことは覚えていても、食べたものを忘れた」というのは、加齢による物忘れです。「食べたことも忘れた」という場合、認知症の疑いがあります。

認知症も、早期発見・早期治療が大切です。早く治療を始めることで、進行を遅らせることや、症状を改善することができそうです。「認知症かも?」と思ったら、早い時期に医療機関への受診や地域包括支援センター等へ相談しましょう。

(健康福祉課 保健師)

○認知症に関する相談機関

・古河赤十字病院

認知症疾患医療センター

認知症専門医療相談室

☎ 237121

・地域包括支援センター

☎ 840765

・健康福祉課 高齢者支援G

☎ 840006 (直通)

学校コーナー

考え・進め
未来へ



五霞中学校

六月十六日に始まった総体及び各種大会が七月末で一区切りを迎えました。生徒たちはこの大会に向け、日々努力を重ねてきました。中学校での部活動は、忘れられない思い出になったことでしょう。

◇青春だった部活

サッカー部 三年 佐藤 淳史

僕は、総体に向け、二年半毎日ランニング、体幹トレーニングなど厳しい練習を乗り越え頑張ってきました。その頑張りの甲斐があり、郡大会で十年ぶりに優勝することができました。県西大会では、悔しい結果になりましたが、チーム全員最後まで全力を出し切ることができました。



◇一生の思い出の部活動

女子ソフトテニス部 三年 板橋 玲奈

この二年半、私たちは日々努力を重ねてきました。県西大会の団体戦ではいい結果を残すことができました。一ペア県大会に出場する事ができました。長いようで短い



時間でしたが、全員が同じ目標に向かい練習し結果を残せたことは忘れることのできない私の財産です。たくさんの方の支えがあり頑張ることができ、感謝しています。

◇最後のコンクール

吹奏楽部 三年 笈沼 柚翠

僕は、県西大会に向け、去年の秋から練習を頑張ってきました。演奏ばかりではなく、体力づくりにも力を入れました。練習がうまくいかな



◇総体を終えて

卓球部 三年 遠藤 敬介

最後の総体に向けて、二年半毎日厳しい練習に全力で取り組みました。総体では、県西大会に団体戦男女とも出場、個人戦男女八名出場しました。団体戦で県大会出場を決めることができました。しかし、全員が全力で応援して、精一杯戦えたので三回戦まで進めました。全員で総体に望むことができてよかったです。



2018年9月

お知らせカレンダー



1	土		西南
2	日		日赤
3	月	イス取りゲーム(南児童館) 道の駅定休	可燃ごみ 西南
4	火	成人健康相談(保健センター)	缶類 西南
5	水	ふれあいハート教室(保健センター)	可燃ごみ 西南
6	木	わくわく元気づくり⑪(保健センター) 障害者相談(役場小会議室)	びん類・ペットボトル 西南
7	金	すくすく相談(保健センター) ちびっこ広場(西児童館)	可燃ごみ 日赤
8	土	うたごえサロン(中央公民館)	西南
9	日		西南
10	月	万華鏡を作ろう(南児童館) 箸技選手権(西児童館)	可燃ごみ 西南
11	火	親子ヨガ教室(ふれあいセンター)	紙類 古河
12	水	消費生活相談窓口(ひばりの里)	可燃ごみ 西南
13	木	生活困窮者自立相談支援事業巡回相談(役場小会議室) わくわく元気づくり⑫(保健センター)	不燃性粗大ごみ 西南
14	金	にこにこ広場(南児童館)	可燃ごみ 日赤
15	土	火おこし(母親クラブ主催)(西児童館)	西南
16	日	高齢者福祉大会・健康福祉まつり(中央公民館)	友愛
17	月	【敬老の日】	可燃ごみ 西南
18	火	みんなでクッキング(南児童館) 道の駅定休	缶類 西南
19	水	普通救命講習会(保健センター)	可燃ごみ 西南
20	木	お月見会(西児童館)	びん類・ペットボトル 西南
21	金	避難訓練(南児童館) ちびっこ広場(西児童館)	可燃ごみ 日赤
22	土	いきいき茨城ゆめ国体五霞町ウォーキング大会(町内)	西南
23	日	【秋分の日】 処理困難物の有料回収・衣類の回収(役場)	西南
24	月	【振替休日】	可燃ごみ 西南
25	火	親子ヨガ教室(ふれあいセンター)	可燃性粗大ごみ 古河
26	水		可燃ごみ 西南
27	木	手作りクッキング(西児童館) 男性の料理教室(保健センター)	不燃ごみ 西南
28	金	にこにこ広場(南児童館) 町税等夜間収納(各窓口) マイナンバーカード申請受付日(役場小会議室)	可燃ごみ 日赤
29	土		西南
30	日		西南

小児医療輪番制

輪番日…月～土曜日:午後6時～午後11時
日曜日・祝日:午前9時～午後4時

西南 茨城西南医療センター病院(境町) ☎87-8111
日赤 古河赤十字病院(古河市)……………☎23-7111
友愛 友愛記念病院(古河市)……………☎97-3000
古河 古河総合病院(古河市)……………☎47-1010

※輪番の実施時間外の外来につきましては、つくば市筑波メディカルセンター病院でも小児救急医療に対応しています。

小児輪番病院は、入院治療を必要とする子供の救急医療を行っています。受診される際は、医療機関に必ず事前に電話でご相談ください。

茨城子ども救急電話相談

平日…午後6時30分～翌朝8時
休日…午前8時～翌朝8時【休日】日曜・祝日・
年末年始(12/29～1/3)

プッシュ回線の固定電話、携帯電話からは、局番なしの#8000
その他の電話からは☎029-254-9900

茨城県緊急医療情報コントロールセンター

休日や夜間に救急対応している 年中無休/24時間
小児科医療機関をお探しのとき

☎029-241-4199

土曜窓口

▶開設日
土曜日(祝日を除く):午前8時30分～正午
申請・請求できる方

住民票※ 本人及び同一世帯の方
戸籍謄本・抄本※ 本人かその配偶者、直系尊属、直系卑属の方
印鑑証明 印鑑登録証をお持ちの方

※住民票、戸籍謄本・抄本は、委任状をお持ちの方も申請できます。
○お問い合わせ 町民税務課 町民G ☎84-1965(直通)

夜間収納窓口

▶9月の開設日
28日(金):午後5時15分～7時

町 税 等 町民税務課(役場)税務G ☎84-1966

介護保険料 健康福祉課(役場)高齢者支援G ☎84-0006

上下水道料金・下水道受益者負担金
上下水道課(川妻浄水場)水道G・下水道G ☎84-3000

9月の納税

▶納期限…10月1日(月)まで

固定資産税3期 町民税務課 税務G ☎84-1966

介護保険料3期 健康福祉課 高齢者支援G ☎84-0006

国民健康保険税3期 町民税務課 税務G ☎84-1966

後期高齢者医療保険料3期 町民税務課 税務G ☎84-1966



今月号の表紙

「きらめき!夏休みこども教室」の一環で
開催された「野菜収穫体験&キューピーへ行
こう!!」と「科学で遊ぼうinごか」の風景です。
参加した子どもたちからは、笑顔があふれ
ており、夏休みの思い出づくりの一つになっ
たと思います。

人口と世帯

8月1日現在 住民基本台帳から
()内は外国人登録で内数

総人口 8,656人 (167人)
前月比 -2人 (+6人)
男 4,376人 (93人)
女 4,280人 (74人)
世帯数 3,214世帯 (90世帯)



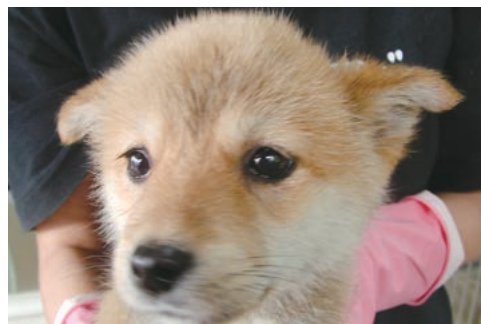
町公式ホームページ

ご意見・ご要望をお待ちしています。→町長(直通) ☎84-1550

→総務課広報担当 ☎84-1111(内線214)

9月は動物愛護月間です

飼ったなら めんどろみよう 最後まで



飼い主の ルールとマナー

1 犬の登録と狂犬病予防注射 を受けましょう

生後3カ月以上の全ての犬に登録と狂犬病予防注射が法律で義務付けられています。

新しく犬を飼いだめた場合や、飼い犬が狂犬病予防注射を実施した場合は、役場で登録や注射済票の発行の手続きをしてください。登録は生涯に1回です。狂犬病予防注射は毎年1回です。必ず実施してください。

また、登録していた飼い犬が死んでしまったときや飼い主の変更があったときは、生活安全課まで連絡してください。

2 犬はつないで 飼育しましょう

犬の放し飼いは、県条例で禁止されています。犬を放し飼いにすると、農作物を荒らしたり、他人の敷地に入っていたずらをしたり、最悪の場合には、咬傷事故の可能性もあります。

散歩をする時も、リードにつないで散歩するようにしましょう。

また、茨城県では、秋田犬、土佐犬、紀州犬、ジャーマンシェパード、ドーベルマン、グレートデーン、セントバーナード、アメリカンピットブルテリアの8種類（このほか特に大型の犬も含む。）を「特定犬」に指定し、おりの中の飼育を義務付けています。

3 環境美化に 努めましょう

ペットのフンの後始末は飼い主の義務です。散歩の途中でフンをした場合は、必ずビニール袋などに入れ持ち帰り、公共の場所（道路・公園など）や他人の土地、建物を汚さないようにしましょう。

また、飼育場所の周辺は常に清潔にして、ハエや悪臭の発生を防ぎましょう。

4 立派にしつけをして 愛されるペットにしましょう

犬の放し飼いや鳴き声による騒音、排泄物による苦情といったペットによる苦情相談が後を絶ちません。

これらの多くは、飼い主による飼育や管理、しつけによって改善することができます。

飼い主の努力で近所からも愛されるペットにしてあげましょう。

5 飼い主がわかるように しましょう

迷子をなくすために、飼っているペットには名札や標識などをつけて、飼い主が誰であるかわかるようにしましょう。

特に、犬には登録票や注射済票をつけましょう。

6 動物を飼うときは、責任を持って最後まで飼育しましょう

◎猫は屋内で飼いましよう
屋外は猫にとって危険がいっぱいです。また、糞尿やいたずらなどで近隣とのトラブルになることもあります。このような危険やトラブルを避けるために、猫は屋内で飼育しましょう。

◎愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、法律により2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処せられます

◎県や町では、野良猫の捕獲・駆除は実施していません

◎お問い合わせ

・生活安全課 生活環境G

☎(84)3618 (直通)

・茨城県動物指導センター

☎0296(72)1200

お宝募集!

11月30日まで

詳しくは



開運なれども
鑑定団 in 五霞

お菓子のオマケやおもちゃなど...
なんでも
ご応募ください!!

